

## 税制調査会 第5回専門家委員会議事録

日 時：平成22年4月20日（火）16時00分～

場 所：合同庁舎4号館11階 共用第一特別会議室

### ○神野委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回目になりますが専門家委員会を開催したいと思います。お忙しい中、御参集いただきましたことに御礼申し上げる次第でございます。

今日は自由討議ということで議論をさせていただければと考えております。

資料につきましては、お手元に第2回、第3回、第4回の専門家委員会で既にお配りしている資料を卓上配付として準備をさせていただいておりますので、適宜御参照いただければと考えております。

自由討議に入りたいと思いますけれども、まず全体像について議論をした上で、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、環境課税、地方税という個別の税目について議論を足早に進めてまいりましたので、議論し足りなかった論点などが残されているかと思っております。

また、これまでの議論を含めて、各税目を縦糸だとすれば、横糸といいますか、横断的な視点からながめて税制全体について議論もしてみたいと考えておりますので、本日の議論は、大きく前半と後半にわけまして、前半は個別の税目について、これまでの議論で言い足りなかった点などについて御議論をちょうだいできればと思っております。

後半は、抜本的税制改革に向けた視点や、全体像について、言わば横糸、それから有機的な関連などについて、議論をさせていただければと考えております。

まず、初めに前半で、個別の税目について議論をしたいと思っております。

それから、また、御欠席された場合には、そのときに議論の対象とした税目について、意見をちょうだいできればと考えておりますので、よろしく御協力お願いします。

それでは、どなたからでも結構でございますので、御意見をちょうだいできればと思っております。いかがでございましょうか。

植田先生、特に環境税は議論が少ないものですので、その点を含めて、何かちょうだいできればと思っております。

### ○植田委員

環境税に関してということですがけれども、まず、一番基本的な点は、課税全体の仕組み、システムにエネルギーと環境税の2つをどう位置づけるかということ、それなりに明確にするということがだんだん求められてきているのではないかということがあるかと思っております。

環境税は勿論、23年度ということも含めて明確にしているということがありますけ

れども、そのときに、環境税を租税としてどう位置づけるかという場合に、政策の手段という側面が一面であるということ。租税政策手段といいますか、そういう面ではかの政策手段との関連というのが当然問題になるという意味では、ポリシーミックスと言われている、全体としての環境政策上の目標、具体的には25%削減というような目標を実現することとの関係で、政策手段の体系の中で環境税がどう位置づくか、この議論をきちんとするということが、ある種並行して行われないと、環境税の位置づけが明確にならない。これを一応はつきりさせる必要があるというのが1点ございます。

もう1点は、実は環境税、地球温暖化対策税と言うわけですがけれども、もう一面で、セカンドベストという、次善の環境税という呼び方もありますようなエネルギー関連諸税がかなりかかっているということがありまして、その評価の問題というのは大変大きな存在ではないか。あるいはそれをどう直すか、そういう問題があるかと思えます。だから部分的に目的税だったものについて一般財源化するということを含めて議論があるわけですがけれども、エネルギー税というのは、若干の経緯からいくと、道路整備を優先するような財政と結びついて、ああいう税がつくられてきていたという経緯があると思えますので、つまり、一般的な租税の財源からは切り離して目的税としてやる、こういうふうになっていたわけです。

ですので、やはり改めて、そういう税としてのエネルギー税というものが現時点では、大きく目的やその他を切り換えないといけない。例えばエネルギー税をかけているけれども、省エネ目的ではかけていないわけでしょう。全然違った意味、財源調達の意味だけになっているということだと思えます。そういう意味で、エネルギー税も合わせて考えるという発想は要るかと思えます。

最後は、その上で、実際にエネルギー関連税制を一種の環境税制的に位置づけて改革するという方向性を、もし持つということになりますと、今度は、先ほどの環境政策目的とどういう関連を持たせてこれを実行するかという問題がありまして、環境政策目的がすごく優先的に急速に取り組まないといけないとなると、目的税的位置づけを再度与えることも論理的には考えられると思えますけれども、そうはせずに、全体の税の中で一般財源的な位置づけの中で進めていくというのも一つの考えだと、そこら辺りが論点になるかと思えます。

○神野委員長

わかりました。役目柄、こちらはどうしても租税政策上で環境税を位置づけざるを得ませんが、同時に環境政策体系の中での位置づけも、片一方で考慮していかざるを得ないという御指摘かと思えます。

ほかにいかがでございますか。では、池上先生。

○池上委員

今、植田先生から環境税についてお話がございましたので、私も環境税のときには

発言をしていなかったものですから、一言だけ申し上げておきます。資料に基づいていろいろな説明が前回ありまして、それを拝見したところ、やはりガソリンと石炭によるCO<sub>2</sub>の排出の増大というのは、非常に著しいという事実があるということでございますし、ヨーロッパ諸国などに比べると、やはりガソリンとか軽油とか石炭の税負担というのは軽いという事実もあったわけですので、温暖化対策に真剣に取り組んでいこうという場合に、やはりこれらの消費についても更に負担を求める必要があるのではないかと思われます。

温暖化対策税と、あるいは既存のエネルギー関係税もあるわけですが、やはり両方を合わせた負担水準というのは、むしろ現行の水準を上回ってもやむを得ないのではないかと私は考えております。

その場合、温暖化対策税のかけ方ですが、これはいろいろ議論があるところでしょうけれども、例えば既存のエネルギー関係税に、それぞれ炭素比例の税率を上乗せするというやり方が1つあると思いますが、やはりガソリンなどに多目に上乗せするということも当然考えられると思われます。

もう一つは、国税と地方税とあるわけですが、そこでどうするのかという問題です。勿論、国税として、石油、石炭、その形で一括して徴収する。それで、国の一般財源にするというやり方も当然あると思いますが、ただ、前回も少し申し上げましたけれども、地域主権という方針がとられているわけです。そうだとしますと、環境対策を現場で担っている地方団体の財源とするということも当然有力な選択肢になるかと思えます。

その場合、国税として集めて、それを例えば地方譲与税や一括交付金などで配するというやり方もあると思いますが、国税、地方税を合わせて全国的に集めて、例えば地方税の分は地方消費税のような何らかの形で清算するというやり方もあるかと思えます。あるいは電気、ガス、あるいはガソリン、軽油、灯油といったものについて小売段階で課税するというのであれば、都道府県などでも課税することは可能かと思えます。いろいろなやり方はあると思いますが、それぞれ税務コストとの関連もありますので、その点は具体的に検討すべきだと思っております。

○神野委員長

どうもありがとうございました。どうぞ。

○関口委員

私は包括的にいろいろ話をするというより、思いついたところで話をさせていただきたいと思えます。今の環境税に関するお話で池上委員の方から、国税で取るのか、地方税で取るのかというお話がありましたけれども、譲与税タイプで仮に環境税を取るとした場合に、少し気になっているところがありまして、何を基準に配分をするのかといったときに、仮にCO<sub>2</sub>の量で配分するとなった場合には、課税の目的との不整合が出てくるのではないかと。要は排出を削減するという目的の下に、導入しているに

もかかわらず、排出量の多いところに分配するというような形も起こり得るのではないかと思っていて、そこが気になっているところです。

○神野委員長

時間が足りなかったという点では環境税と法人課税が少し、どうぞ。

○田近委員

この段階でどういう議論が一番ふさわしいのかちょっとわかりませんが、今までの流れを聞いていて、まず、税調全体として我々の議論に欠けているのは、マクロの財政健全化というか、そこから税制の方に期待される指標が出ていないので、議論しにくいというのがまず1点。

それから、議論の立て方としては、税収をどう確保するか、もう一つは、言い方は経済活性化あるいはもっと直接的に言えばデフレからどう脱出するかというようなものが骨太なんでしょうけれども、税収確保のところでは、ここでもいいましたけれども、最初の財政健全化のゴールみたいなものが見えないので、ここで我々はどこまで踏み込むかというのは、流れとしては、定量的なことはここでは直接できませんけれども、定性的にはやらなければならない。

私がここで言ったように、消費税の重要性は勿論わかる。だけれども所得税の重要性というのは、見直さなければいけないというのは相当強調していいことだったのではないかと。

特に、私は前から言っているように最高税率を上げずに、課税ベースを広げて税額控除をしていけば、税も今よりはきちんと取れて公平の観点からも望ましくなる。

したがって、必ずしも最高税率を上げることではないんだというのは、私としては強調したい。

消費税については、その仕組みについてもいろいろ議論して、5%~10%、どこまで上がったときに、低所得者の負担軽減措置をするのかというのはあると思いますけれども、その仕方も複数税率よりは、制度的にできるのならば、タックス・クレジット、税額控除の方がいいのかと。

法人税のところは時間がなかったんです。財務省の人ともいろいろと話をしてこういうことをやってみたらとか、やってくれませんかとかも言っているんですけども、今もざっと資料を見直して、いわゆる租税特別措置による減収というのは、法人税は8,000億円ぐらいしか出てこないのは当然なんですけれども、そうではなくて、まず、課税ベースを広げるということで、あるいは課税ベースが狭くなっていることで税収がどれだけ取れていないのか。勿論、景気等によりますから、かなり平準化しなければいけないんでしょうけれども、そうすると、具体的にはR&D減税と、見えていないのは償却、1年目で210%までいって、あとは残り1%まで定率でやるようにしたんですけども、それのどの辺を抑えるのがいいのかという議論があるとしても、R&D減税と償却でどのくらい税収が結果的には取れなかったのか、そこは要るだろうな

と。

それから、繰越欠損金は、使うことは当然だし、むしろ7年ではなくて、永久にやってもいいし、将来のは利息まで付けてあげなければいけないというのは、経済学なんでしょうけれども、繰越欠損金でどれくらい税収が、ここ数年漏れていて、これが将来どうなるのかというのは、これから考える上で重要なこと。ただ、これは改革というものでは必ずしもないということで、法人税のところは、もう少しインプットしてもらって、ここで議論できればいいかなと、一当たりそんなところですよ。

○神野委員長

いかがでしょうか。翁委員、ありましたらどうぞ。

○翁委員

今、田近先生が最初におっしゃったことと関連するんですけども、これは後半の議論とも関係するかもしれないのですが、どのように経済成長を持続的にし、かつ財政の健全化を図っていくかということと税制というのは、切っても切れない関係にありまして、恐らく財政のバランスをどう回復していくかということと、税制改革と言うのは、多分パッケージだと思うんです。

さまざまな視点が税制改革には必要だと思っておりますけれども、やはり、どういうふうな成長と財政健全化を両立するかという視点でも、もう一回それぞれの税項目を見直していく必要があるのではないかと考えております。

個別の税目には、大体コメント申し上げたんですけども、法人税のところ、中小法人の欠損法人が多くて、特に中小法人の役員給与所得が多いという図があったと思うのですが、そこについては、先ほどもメンションがございましたけれども、恐らく所得税で給与所得控除を見直していくときに、やはりパラレルに、こういった自営業者の行動などもよく検討して見直していく必要があるのではないかと考えております。

○三木委員

法人税については、税制改正大綱では、将来の展望については必ずしも明確にされていないものでして、現政府がどういう方向で法人税を捉えていこうとしているのか、私もよくわかりません。また、法人税については、日本の法人税負担が高いのか、それともそうではないのかについても、さまざまなデータがあって、私のような法律家には前提とするものが余りないんですが、今回、現政権が公平、透明、納得という観点で税制改革を進めようというのであれば、法人税の在り方のところで、法人税と雇用の安定化の問題を、是非、連動させていただけないかと考えています。

オバマの税制改革も、少しこのような観点をに入れていたと思うんですけども、法人というのは従業員の雇用を確保し、給料を支出するという意味では、他方で国家財政に寄与している団体です。そこもちゃんと配慮するという観点で、もし、日本国の経済活力を上げていくのに企業というものを大事にするために、税負担のことも考え

るということであれば、それは雇用との関係を重視して、正規雇用の給与等についての損金性の問題をもう少し配慮するとか、若干プラスするとか、そういうことを加味して、法人税の仕組みを再構成できないかというふうに思っておりますので、御検討いただけたら、ありがたいと思っております。

○翁委員

さきほどの件ですが、法人課税の6ページの、中小企業の役員給与が非常に大きかったと、その表でございます。

○神野委員長

では、中里委員、何か付け足すことがあれば。

○中里委員

環境税なんですけれども、一般財源化するとしたら、目的税のときには、別に狙い撃ちでも、その目的との関係である程度ならばいいと思うんですけれども、一般財源化するとすると、フランスの憲法院みたいな、狙い撃ちの環境税は憲法違反だという可能性がでてきますので、やばなことを言うつもりはないんですけれども、それはやはり心配しないといけない。フランスで憲法違反とされたことが本当に正しいことかどうかわかりませんが、ある程度の影響はあるだろうということで、環境税は、ものによって余り負担が変わらないように、広くかけていくというものにしていかないと一般財源化になじみにくいのではないかというのが一つ心配で、多分その方が環境政策的にもいいのではないかと思っております。

それから、欠席したときの議事録を読ませていただいたんですけれども、所得税や資産税に対して格差是正ということで、余り大きな期待をしてしまいますと、格差は勿論これは是正しなければいけないのは、そのとおりでしても、やはり限度があって、例えば最高税率50%を超えてしまうということになりますと、なかなか厳しいのではないかと思います。

それから、仮に所得税や資産税で余り増収してしまうと、税目のバランスが崩れ、消費税が取れなくなってしまうかもしれません。所得税論者がこの中かなりいらっしゃるので、そういうことを言うのは、どうかと思うんですが、バランスの問題ですから、消費税については、専門家委員会で、これはこれで、それなりに拡充させていくということについてははっきりさせ、所得税や資産税については、例えば給与所得控除の上限の設定とか、常識的なラインを幾つか個別的に挙げていくという形で、消費税を挙げられる余地を否定しないように考えていくということが重要ではないかと思えます。

付加価値を生み出す、国の富を生み出すのは企業部門で、その企業の大部分は法人なわけですから、そこにおける経済活動が抑圧されてしまえば、国民全体が乏しくなってしまうというところがあるのか、ないのか。経済学的にはいろいろな議論があると思えますけれども、やはり日本の法人税は高いかなと素人考えですけれども、そん

な気がしますので、それをどう直していくかわかりませんが、課税ベースを広げるといっても限度があるんですけれども、税率のことは少し考えないと厳しい状況になってきて、先ほどおっしゃったような給与について、雇用について悪い影響が出るようでは本末転倒になってしまうという気がいたします。

○神野委員長

では、井手先生。

○井手委員

いろいろ思うところはあるんですけれども、1つは、まず法人税のお話が今ありました。それとの関連で言うと、どうしても税率の話と、企業の立地論といいましょうか、企業が逃げていく、逃げていかないという議論が、セットで議論されがちなわけです。それに対して、ちょっと違和感があるということをお場でも申し上げたことがありますけれども、時間の関係から具体的な数値を挙げなかったわけですが、実は東京都のアンケート調査がありまして、あれを見るとクリアだと思えるんです。例えば法人税の実効税率を30%まで下げた場合に、日本にもう一回帰ってきてくれますかという企業へのアンケートに対して、戻りますと答えている企業というのは、大体20%前後くらいしかいなかった。ほとんどの企業が戻りませんとはっきり言っているわけです。あるいは税の負担が事業活動にとってどれくらい負担か、プラスかマイナスかという質問に対しても、大体7割以上の企業は関係ないと答えています。

法人税と企業の経済活動が全く無関係だとは思いませんが、そこを極端に結びつけて考えるのは、ちょっと控えた方がいいのかなという気持ちを持っております。

もう少し積極的に言えば、ディマンドサイドの議論もちゃんと見ておいた方がいいという点も、私はこの場でも何度か言わせていただいたんですけれども、確かに法人税が雇用に与える影響というのは重要だと思うんですが、一方で法人税の特質として、基本的に消費にインパクトを与えないというメリットがあるわけです。さらには、法人税で上がってきた税収は政府が使うわけですから、むしろ消費を掘り起こす側面があるわけで、そういう観点から法人税を位置づけるという視点も、恐らくこれまでの通説的な議論の反面として必要なのかなということを考えております。

もう一つは、今日の議論を伺っていると、財政再建という目標が大前提としてあるんですね。これも全面的に否定するつもりはございませんけれども、ただ、それは目的の1つであるという位置づけ方をしておいた方がいいのかなと思っております。

と言いますのは、財政学的に整理したときに、租税の扱い方を国庫目的として捉えるのか、あるいは非国庫目的として捉えるのかという発想があるわけでありまして、その意味では国庫目的として税収の調達能力を上げていこうという議論は確かに重要なんですけれども、他方では、非国庫的な目的、あえて言えば、今、少し議論にも出かかりましたけれども、公平性を打ち出す形で、社会に対するシグナリングと言えいいでしょうか、税制改革を通じてメッセージを打ち出していくという側面、政策的側面

があるわけです。このことを少しきちんと考えておく必要があるのではないかというのが2つ目の意見です。

なぜ、この点にこだわるのかと言えば、基礎問題検討小委員会の方では議論を少ししたのですが、日本社会の大問題とされる所得格差は、言わば経済的な、量的な問題として重要な問題だと思いますが、より重要で、かつ質的な問題として、人々の政府に対する不信感とか、あるいは人間が人間に対して持つ不信感とか、こういったものの数値が日本は先進国でワーストの地位にあるという現実があるんです。政府は信じないし、人間を信じない社会というのは、一体どういう社会なんだということを少し真剣に考えていく必要があるのではないかと、私は思っております。

その関係も含めて、課税の非国庫的目的、すなわち課税の公正性というものをきちんと打ち出すという視点をこの場で議論しておかなければいけない。公正性の失われた税制が持続してしまえば、これは人々の政府に対する不信感をますます高める結果に終わるのではないかと。延いては増税がますます困難になるということにつながっていくのではないかと懸念しております。

その意味では、税収がどれくらい上がるかという観点とは異なる視点、例えば、所得税の最高税率にしても、税収の多寡とは関係なくそれを上げるということが持つアウンスメント効果の問題として必要なのかなと個人的に考えております。

○神野委員長

では、大澤委員長代理。

○大澤委員長代理

私の場合には、税法とか、税制の専門家ではございませんので、取りこぼしみたいなところにコメントしていくということになるんだと思います。経済成長を促進、つまりできれば促進する、それから少なくとも阻害をしないということは当然重要だと思いますが、経済成長したからといって、それが社会に均てんするとは限らない経済社会構造に、2000年代から日本の社会というのはなっているという点に、やはりもう一度留意が必要かなと。

つまり、企業の実質収益というのは、先の経済成長でむしろ1980年代後半の平成バブル景気以上に伸びたわけですがけれども、雇用者の実質所得というのは、全く伸びなかったわけです。更に所得階層を5分位で見ますと、1分位とか2分位という貧しいところは、景気回復過程でもひたすら所得が落ち続けた。やっと反転したという辺りに今回の経済危機が来てしまったわけですから、比較的恵まれない人たちは経済成長の恩恵をほとんど受けられないような構造になってしまったおそれがある、ということにもう一度留意しないといけないと思っております。

その上で法人税について申しますと、この間も某新聞の社説などに、実効税率40%は高過ぎるという主張が出ましたが、これも再度社会保障負担も含めて考える必要がある。それは名目的ノミナルに計算される負担よりも日本企業は社会保険料負担を節



約している可能性が高いということは、前回か前々回に申し上げたとおりです。

その上で、所得税、それから個人の社会保険料負担に関して申しますと、前回言いつ放しで戻ってしまいましたので、もう一度受け払いについての国際比較のデータを見てみました。

そうしますと、やはり所得階層の第1分位、最も貧しい20%の可処分所得に占める受け取る給付です。これは現金給付だけです。それから、負担の方は税と社会保険料負担で、消費課税と資産課税は入っていないという上で、税と社会保険料負担を見ますと、やはり日本は受け取る公的負担はOECD諸国の中で下から3、4番目に薄く、それから、負担をしている税や社会保険料というのは、結構高い水準にあるということを確認しなければいけないと思ったところです。

これは、二十数か国を比べてもそうですが、例えばG7で比べると、日本とアメリカが貧しい人が受け払いにおいて一番恵まれていない2つの国であります。ほかの国では、もう少し恵まれない人々への負担は軽く、給付は厚くなっているわけです。こういった状況を解消しないと、なかなか高福祉、高負担といっても、高負担したものの一体利益はどこに行くのかということに、多くの人が不信感を持たざるを得ない状況だと思えます。

最後に、これは言わずもがなの注釈ですけれども、第2回専門家委員会のときの資料、総論というのを見ますと、22ページの貧困率に関するデータ分析は、使用する統計によって対象者の分布が異なるので、幅をもって解釈する必要があるという注が付いております。

ここで全国消費実態調査と国民生活基礎調査が比べられておまして、日本がOECDに提供しているデータは国民生活基礎調査の方です。

22ページの資料で明らかのように、国民生活基礎調査はかなり低いところにデータサンプルが偏っている。それに対して全国消費実態調査はそうでもない、どちらが正しいのかということで、経済財政諮問会議も国民生活基礎調査で出した貧困率と全国消費実態調査で出した貧困率と、同時に掲示をしたりしていたわけです。

なぜ国民生活基礎調査が低い方に偏るかということ、高齢単身の方を代表している割合が高いんです。では、全国消費実態調査は、リプレゼンテーションとして万遍ないかということ、そうではなくて、今度は逆に単身世帯が10%ぐらいしか含まれていない。これは国勢調査で既に単身世帯が25%を超えているということを考えれば、全国消費実態調査のサンプリングにも甚だ問題があると。

そこで、以前経企庁にいらっしゃった太田清さんという方が検証されて、ここでは全国消費実態調査と国民生活基礎調査だけではなくて、就業構造基本調査、それから住宅・土地統計調査を比べております。

そうしますと、国民生活基礎調査及びそれに基づく所得再分配調査は、これらの就業構造基本調査、住宅・土地統計調査とほとんど同じ相対的貧困率とジニ係数を示す

ということだそうです。ですから、どちらの統計が真実に近いかということに関しては、やはりOECDに報告している国民生活基礎調査の数値は重視されてしかるべきだということです。

○田近委員

法人税の議論で少し議論に幅があるというか、差があるみたいなので、私の考えをもう一回整理しながら言うと、表面実効税率が日本は40%、国が30、地方がいろいろありますけれども、ざくっといって10くらい。それが世界的に見て高いか、低いかわ、それは高いと。だからというのは井手さんのお答えなんでしょうけれども、やはり今、我々が何十年前に勉強したときと違って、グローバル化しているわけです。税率があなたの企業の投資をどこで決めますかとか、税率が投資を決めますかという、なかなか企業はそれで決めますとは言っていない。それはいろんな要素があると思います。

ただ、高い税率、現実的には税率の要因以外でも実態的に日本の、特に製造業は海外に行ってしまう。そうすると、ここでも申し上げたんですけれども、高い税率というのは、だれが日本で払うのか。結局、国内で非貿易産業というか、我々の消費に関わっているところ、あるいはIT等のR&D減税も余りないようなところ、金融も本来そうなんですけれども、欠損金がいっぱいあるからあれなんですけれども、要するにグローバル化した中での法人税の在り方というのは、まず第1に高い税というのは結果的には、非貿易産業が払ってしまう。

それから、ここでは余り議論していないんですけれども、日本の国際課税が大きく変わった。全世界所得課税から、国外の子会社が日本に配当を送ってきたときには、親会社の方で益金に入れない。

どういうことかという、日本の親会社は、どんどん海外の子会社に活動を移している。そこで利益を上げて配当をこちらに送金しても、もし課税されないのならば、勿論、移転価格とか、そういうことはないとして、活動は自然に向こうに広がっていくだろう。

ですから、高い法人税で、非貿易産業にせよ、あるいは日本に残っている製造業というのは相当付加価値の高いことをやるわけですから、日本でR&Dをやって、先端的なことをやるわけですから、そこで高い税率をかけるというのは、やはり私は今の日本のことを考えると、ものすごく危惧しなければならないことだということに入っていると思います。

あと、内需のことを考えると、考えてから言っているんですけれども、あともう一つあるのが、勿論、ここで申し上げている対内直投に対してどう考えるのか。これは言葉をこれ以上費やす必要はない。

それから、内需に関しては、やはり高い法人税減税と、それによって企業所得が増えることで株価が上がってくるというフィナンシャルマーケットの効果も考えなければいけないということで、私の頭が固いのかもしれませんけれども、このグローバル

化した中で、しかも日本は国際課税である意味で思い切ったことをしている。対内直投も来ない、株価も低いというところで、やはり法人税とか、40の善し悪しということから始まっているんですけども、やはり日本経済全体のフレームワークの中でどう考えるか、私はそれに値する問題だと。そういうわけで、やはりここは下げなければいけない。

ただ、下げるに当たっては、口先だけではいけないので何段階か考え方はあるでしょう。ただ、この場で私はシェアしていただきたいと思うのは、やはりこのままでいいはずはないというのは、私の理解ですけれども、シェアしていただきたいと思いました。

#### ○神野委員長

さっき三木先生がおっしゃった国内の雇用、これを増やすような企業について軽くするような仕組みとおっしゃいましたか、イギリスで1回やったことがあるとすれば、雇用選択税というのがあったと思いますが、それはどうですか。雇用選択税みたいなものを多分お考えになっている。

#### ○三木委員

国内企業が大事だということを我々が配慮していく必要があるとすると、それはまさに我々庶民のもの、労働の場があるということ。それで給与所得を得られているところに一つ大きな要素があると思っています。

そういう正規雇用等をきちんとやっているものについて、法人税法上も、それを単なる通常の損金にするのではなくて、何らかの割り増しにするとか、そういう形で、雇用についてのインセンティブを法人税法の中で与えていくというようなことがあってもいいのではないかと。法人税というものを配慮するのであれば、そういう広く社会政策とつなげて考えるべきだと思います。民主党が言っている支え合いの税制というのは、1つは世代間の問題が中心ですが、企業と個人の問題も社会の問題もそういう意識で捉えられないかと思ったわけなんです。

オバマの今度の法人税改正は、そういう要素を確かに入れてありますね。今まで失業していた人を雇用した企業に対して、何らかの形で税制でもそれを配慮する仕組みを入れていたと思いますので、そういうようなものが我が国でも、もう少し正面から打ち出せないか、そういう意味だったんです。

#### ○田近委員

オバマのときには、たまたま社会保険料部分を個人の段階で税額控除するというのがたしかあって、スウェーデンで面白いと思ったのは、何で24歳なのかわからななんですけど、24歳までの人を雇用したときには、その人に払う社会保険料負担をだれが払うか、その帰着はわからないんですけども、制度的に企業負担とされている部分は24歳までの人を仮に雇ったら、企業段階でまけてあげるといえるのはありますね。ですから、多分、私が三木先生の言っていることを、自分の頭で翻訳できるとすれば、

税で正規雇用とか何とかというのは、いろいろ節税的な、いろんなことが起きてしまうのかなと思いますけれども、24歳までというのはごまかしようがないわけで、24歳までの人を雇ったときには、社会保険料のいわゆる企業負担部分は低減。

ただ、経済学で言えば、だれが払っているか実体的にはわからないけれども、そういうのはあるとは思いますが。

#### ○中里委員

法人税が立地にどんな影響を与えるかということに関してはいろいろな議論があるんでしょうけれども、日本企業が製造拠点を外国に移して、雇用が失われているということは、何が原因であるとしても、これは事実でございまして、日本になれば雇えないわけですから、それにもかかわらず法人税を増税するというのはないと思うんです。法人税を増税してどれだけ効果はあるのかわかりませんが、押し出すようなことをやる必要はないだろうと、私は素人ですからわかりませんが、そんな気がいたします。

それで、対内投資の話が出ましたけれども、外国の企業が日本にやっても、日本で税金をあまり払わないようなスキームは、ここで私が説明するのもなんですが、開発されているわけございまして、そういう企業は日本では余り雇いませんし、税金も払わない。しかし、利益を上げている。それを余り税金がかからない形で外国に持っていくこともできるわけです。

そうすると、田近先生がおっしゃったように、日本企業は外国に、メーカーを中心にでていってしまっていて、外国からやってくるのは、余り税金を払わない企業で、そうすると一部の実直というのか、逃げ足が遅いというのか、真面目な企業が法人税で狙い撃ちされてしまうとしたら、余りそこを拡充させるというのは、統計などを取ってみないとわからないのかもしれませんが、常識的には相当の理論武装がないと、そういうことはできないのではないかと、ですから、井手先生のおっしゃったことは、多少危険ではないかと思えます。

#### ○神野委員長

では、井手委員、どうぞ。

#### ○井手委員

済みません、危険に危険を重ねるつもりは毛頭ございませんが、法人税率を上げるかどうかはひとまず置いておいても、下げるかどうかということについて他の税負担とのバランスで考えているわけございまして。本当に税率だけで企業の負担が決まるのであれば、私は税率を下げるというのにはあり得るかもしれないと思えます。

ただ、先ほど大澤先生もおっしゃいましたけれども、現実には、やはり社会保険料の問題、事業主負担の問題もあるわけで、トータルで見て、本当に日本の企業の負担が大きいのかどうか、随分論争というか、議論の余地があるように思います。

そういう意味で、税率を下げて戻ってくるかわからない、下げて出ていなくなる

かわからない中で、少なくとも理論的にはわからない中で、あたかも企業はそう行動するという前提では議論しない方がいいのではないのかというのが私の考えであります。少なくとも、コストのことを言うのであれば、税よりも労賃コストであったり、あるいは出ていった先に大きな市場があるかないかとか、新規にマーケットを開拓できるかどうか、はるかにそちらのコストの方、あるいはベネフィットの方を重視して企業は動いているのではないかと思います。

もう一つは、先ほど非貿易産業やIT産業をねらいうちするのかということもございましたが、法人税の中での負担の配分の問題と、法人税と他の税の税負担の問題は余り一緒にしない方がいいと思います。かつ、更に法人税の中でどの産業が税を背負うんだという話があったときに、これはまた転嫁があるのか、ないのかという点と関わるわけですし、結局、不可知論になってくるわけですから、そこも実は非常に脆弱な前提の下で議論しているような気が、私はしております。

問題は、企業がある程度収益を上げるという側面、これが税率を下げることによって可能だとして、でもそのことと、消費税だ、所得税だ、相続税だと、増税が必要とされている状況の中で、法人税だけずっと下げているということに対する人々の印象、公平性への疑念といいますか、そういったものと両方考えておく必要があるのではないかと。

確かに法人税の中での負担の問題というのはあるかもしれないけれども、法人税と他の税とのバランスについて国民が一体どのように考えるのかという視点を欠いてはならないというようなことで申し上げたつもりでございます。

#### ○池上委員

今、法人税についていろいろ議論になっております。法人税の議論をしたときにも発言をしたのですが、今回の専門家委員会は、税制調査会がまとめた政府の税制改正大綱に書かれていることが、もう既にあるので、それをベースとして、果たしてそれが実現可能なかどうかというスタンスで議論してくれといわれて、それを引き受けて我々はここに座っているはずで。

ですから、その枠で議論するのだらうと、私はこう考えておりました。改めて大綱を見ますと、法人課税については、租税特別措置の抜本的な見直しなどにより課税ベースが拡大した際には法人税率を見直していくと、恐らく見直すというのは下げるという意味だというのはわかるわけです。ということは課税ベースの拡大がどこまで可能なのかという議論をやるのでしょ。そうすると、何%ぐらい下げられるのかということの結論が多分出てくるんだと思います。

では、どうやって下げるのかというのは、先ほどからいろいろ御発言に出ているとおりでと思いますが、例えば租税特別措置の見直しという議論がありますけれども、確かに法人税だけで、租税特別措置は大体 8,000 億円ということですが、租税特別措置は、勿論、所得税、その他もあるわけでございますので、そこまで踏み込んではい

けないのかということ、だれもそう言っているわけではない。

そう考えると、前々回でしたか申し上げましたけれども、例えば住宅関連の租税特別措置があるとか、そういったことを見直すとすれば、それは増収になるわけですし、それはそういう財源になるのかと思います。法人税の枠内に戻れば、イギリスやドイツの最近の法定税率の引下げの手段としてどういうものが用いられたのかということ、それがドイツであれば営業税の損金算入の否認であったり、あるいは支払利子の損金算入の制限であったり、あるいは定率償却制度の廃止であったりということがあるわけですので、それぞれやはり検討すべきだと思います。

ただ、日本の場合ですと、事業税を所得課税にしたまま損金算入を否認しても、実効税率は下がらないのです。法定税率は下げられますけれども、実効税率は多分下がらないので、そうすると、事業税の課税ベース自体、所得ではない外形的なものを拡大するという方向に持っていかないと、実効税率の引下げにつながらないということがあるかと思っています。

いずれにしてもそういうことも含めて、いろいろ検討しなければいけないのだと、法人税については思っております。

それから、所得税について申し上げますと、先ほど発言がございましたけれども、所得控除の見直しについて、いわゆる補助金的な所得控除というのは今でもあるかと思っています。例えば保険関係などですが、所得控除があるかと思っていますけれども、それについては所得税あるいは個人住民税を問わず、やはり見直していく必要があるかと思っています。

それから、人的控除につきまして、どういう方まで人的控除を認めるかということはいろいろ議論があるのですが、それはともかく、いわゆる最低生活費控除という原則で所得控除を考える場合に、所得控除がいいのか、あるいは税額控除、ただし、この場合は、多分還付のつかない税額控除だと思いますけれども、そういう形にした方がいいのかということについてもいろいろ議論があるかと思っています。所得再分配ということを考えるのであれば、カナダなどでも80年代後半に、税額控除への切り替えをやっておりますので、可能なのだと思います。ですから、そういう改革も、私は望ましいのではないかと考えております。

○神野委員長

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

個別の税目についてはよろしいですか。

それでは、また戻っていただいても構いませんし、逆に既に個別税目の中で後半に議論する全体像に関わるようなテーマも出ておりますので、ここで個別税目については打ち切りにさせていただいて、後半の税制の抜本改革の視点や全体像について議論をしていきたいと思っております。

これまでの議論を整理しますと、論点は、1つは財源調達能力の回復、税収調達能

力を回復させると言ってもいいかもしれません。

もう一つは、所得再分配機能の回復ということだろうと思います。

更に、税制と経済成長の関係です。先ほど来、議論が出ているように思います。

それから、人口構造の変化と社会保障制度の安定財源を確保するという点。

地域主権を確立するための税制。

納税者の理解や納得を得られるような税制。

更には、租税体系全体を抜本的税制改革の際にどのように有機的に関連付けるかといったような論点があろうかと思えます。

勿論、これ以外にもございますので、少し個別税目ではなく、個別のことを縦としますと、横糸で議論をちょうだいでできればと思います。いかがでございますか。これもどなたからでも結構です。口火を切っていただければと思います。

翁委員、お願いします。

○翁委員

今後の税制改革に当たって重要な視点というものは、既に大分出ていると思います。今まで必ずしも、この1980年代以降議論されていたにもかかわらずできていなかった改革を進めていくという、大きく変化している人口動態とか、国民生活の実態とか、そういった変化に対応するということや、社会保障制度と併せて適切に所得再分配機能をきちんと見直していく。先ほど議論になりました経済成長や財源調達機能といった点を、全体をうまくバランスよく見て改革をしていくということが必要だと思えます。

個別項目ごとに、例えば所得税については所得控除の見直しなど、いろいろ格差の是正の議論がございましたけれども、今後消費税を上げていったときに、トータルとして所得税の所得控除の改革や税額控除、また、給付付き税額控除など、そういうものを導入していったときに、消費税や所得税全体としてどういう絵になるのかをきちんと見ながら、トータルで議論をしていくということが大事なのではないかと考えております。

それから、非常に重要だと思っておりますのが人口動態との関係でございます、人口が減少するということが輪をかけて労働人口が減少していくということの重要性だと思っております。恐らく所得税は課税ベースをしっかりと見直していく。そして、所得控除を見直すことによって格差を是正していかなければいけないということは勿論なんですけれども、労働市場で、女性が働けるようになって、高齢者が働けるようになったとしても、所得税のパイ自体が労働所得の減少とともに、長期的に見ると徐々に小さくなっていくということが重要だと思っております。

そういう意味で考えますと、支え手の負担といいますか、長期的に見た支えられる側の増大により支える側の負担というものはこれから非常に大きく変化してまいりますので、そういうことを考えて税の負担をどういうふうに考えていくかということ

議論していく必要があるのではないかと考えております。その意味でも、消費税は重要な項目になってくると思っております。

もう一つは、やはりトータルとして消費税や所得税や法人税などの改革をどのように進めていくのか。ドイツの今回の税制改革でもそうでしたけれども、スケジュール的にどのように税を改革して、どのような絵を描こうとしているのか国民にわかりやすく見えるということが非常に重要なのではないかと考えております。

消費税はどうなるんだろう、所得税はどうなるんだろう、法人税はどうなるんだろうという、個別の項目だけが議論になってくるのではなくて、トータルとして税制改革はこういうふうにしようとしているという体系的な、整合的な議論がスケジュールとともに明示されるということで国民の将来の予測が立つといいますか、そういう意味で重要になってくるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、所得税、法人税、消費税といった基幹税の位置づけをどういうふうにしていくのか。それはスケジュールのところとも関わりますけれども、それぞれの位置づけを明示していくということが非常に重要なのではないかと考えております。

付言しますと、私も法人税については、これからの日本の雇用の場を確保していく上でも、どうしても国際的な観点は非常に重要になってくると思っております。企業の行動というものは不可逆的なので、一旦、どこかに出ていってしまいますとなかなか日本に戻ってこない。今、恐らくいろいろな企業が、アジアがどんどん成長していく中でどのようにこれからの戦略を考えていこうかということを考えている時期であるかと思えます。そういう意味で、日本政府として海外の企業や対内直接投資に対してどういうスタンスを出すのか。または日本の企業の雇用の場の確保としてどういうスタンスを出すのかというのは、今後非常に重要になってくるのではないかと私は思っております。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

関口委員、どうぞ。

○関口委員

トータルの話だとしますと、所得税と法人税と付加価値税をどうするのかという話になっていくんです。その3つの解を解かなければいけない状況にあって、例えばドイツの話で言えば、所得税の最高税率は引き上げる選択肢を取って、引き下げないという、そのままにするとかという選択肢を取らずに選択した。一方で法人税に関しては引き下げるという選択肢を取って、付加価値税については上げるという選択肢を取った。こういう選択肢を日本が同じように取るかどうかというのがまず問題になってくる。

その際に考えるべきところは、日本の法人に関する特色が失われていくか、どうな



のかというところだろうと思います。これは今までも少し出させていただいた論点だとは思いますが、日本の法人税の対GDP比は確かに高い状況にあるわけです。それをもって高いと言っているのか、あるいは実効税率を見て高いと言っているのか、どちらなのかというのがそもそも議論がずれるところなんだろうと思っていて、まずはそこを議論していくのが重要だといえます。

それで、失われている論点というのはやはり課税ベースのところの問題で、課税ベースが大きいのか、小さいのかというところは、そのまま置いておくと議論が進まないところなので、田近先生がずっとやられてきたことも存じ上げていますし、過去の先生方がいろいろ議論されてきたこともわかるんですけども、課税ベースが、日本の法人所得がどのぐらいのボリュームなのかというところを把握した上での議論でないと、法人税をどうするのかという議論はなかなかできない議論だろうと思います。

その観点から捉えたものとして、第3回の専門家委員会で日本の法人所得というものをSNAレベルでお出しさせていただいたわけです。法人所得というものでとらえたときに、日本の法人税はパススルーの関係のものが余りないので、そういう意味では法人税の対象に入ってくる法人所得や企業の数が多い状況にあるだろうと思います。これは、ドイツに関しては人的な会社がありますし、アメリカに関してはS法人があって、アメリカに関してはかなりS法人が増えているという形で、そちらの方に、法人所得が個人所得税の対象となる方にシフトしているような話も一方ではあるわけです。それに対して、日本では法人の形を取っていれば法人税という形を採っていますので、そういった面で法人税の対象となる法人所得としてとらえてみた場合に、日本の法人所得はもともと大きいかもしれない。

先ほどのもう一つの議論で言いますと、社会保険料に関しても同じ話で、日本の社会保険料の企業負担が余り大きくないとすれば、それは法人所得が大きいという形になっていることを意味するわけですから、これも法人所得がどんな規模なのかということを見た上でないと、議論をするに当たって議論がばらばらになってしまうと思います。

実効税率に関して言いますと、企業が投資を考える、あるいは海外に出ていくということを考える際に、税率を考えることはあると思います。それは、私が監査法人に在籍して見てきた中でも実際はあります。ただ、意思決定の順番が先に税率なのかと考えると、必ずしもそういうことではなくて、同じ人材であればなどの前提があって、同じような前提条件が揃えば向こうに行ったらどうかということを考えているというのが現実の世界です。その辺を、実効税率が高いということは事実で、それを見ながら考えるということは事実ではあるんですけども、そこばかり議論しているとやはり今までどおりの議論になってしまうだろうと思います。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、三木先生、どうぞ。

○三木委員

個々の税制ではなくて全体の問題として、財源調達能力を回復していこうということであれば、税負担に対して国民がある程度、政府を信頼して出していこうということにならなければいけないわけではありますが、それが今、決定的にないし、また、この間の政治の結果として、国民が税制に対して何ら信頼感を持っていない、公平感を持っていないというところが根底にあると思います。これをどう回復するのかということがまず問われているんだと思います。

もう一つ、やはり気になって仕方がないのは、これだけ税制についていろいろ問題があるのに、国民の間に本当に危機感があるのか。一般の納税者であるサラリーマン層等が税制というものに対して本当に危機感を持ち、あるいは自分たちが属している社会の問題として認識しているかといいますと、残念ながら私にはそうは思えないのです。

これは、どうしてこうなったのかということもやはり考えておく必要があるだろうと思います。日本の場合、今、御存じのように、非常に精緻な源泉徴収制度で、徴税の観点からすると非常にうまい仕組みだったと思いますけれども、その結果、納税者の税に対する問題意識が欠落したまま来てしまっている。この制度を今後どうしていくのかということも、やはりこの時期に問われているのではないのかと思います。日本の制度は、精緻な、税収を確保する観点からは非常にいい制度だと思いますけれども、他方で個々の納税者の意識という点ではやはり随分問題を残しているのではないかと思います。

○田近委員

三木先生のお話は大きな話につながると思うんです。なぜ日本人の税意識が低いのか。1つは勿論、いわゆる所得の捕捉の問題など、古くて新しい問題はあるんでしょうけれども、やはり実際に社会保障でかかっている負担が費用として認識されていないということが、私は最大の問題の一つだと思っています。

たまたま2月にデンマークに行ったんですけれども、付加価値税は25%で、所得税が半分ぐらいで、彼らはサービスがいいか悪いかなどは除いておいて、やはりよく知っているんです。これ以上のサービスを得ようとするれば、付加価値税が更に上がるか、所得税が上がる。したがって結果的に、今、得られているサービスに対してものすごく満足度が高い。それで、その与えられているサービスのクオリティーがどうかというと、例えばデンマークの入院したときの在院日数というものは世界一短いぐらいで、4日ぐらいしか入れてくれない。

その部分、介護はあるとしても、その評価については置くとして、ですから、私は日本の最大の問題は、国が提供している、あるいは公共セクターが提供しているサービスに対する対価が個人に感じられない。その結果、まだ大丈夫なんだろうという税

の意識、消費税も4年間はこれで上げないんだと政府が言ってくれるのなら、何でそれ以上考える必要があるのかと国民が考えても全然不思議はないと思います。

○神野委員長

今の話は、社会保障負担は関係しているんですか。デンマークはもともと、社会保障負担はほとんどないんです。

○田近委員

全部、税でやっていますからね。

○神野委員長

ほとんどないんです。

○田近委員

ですから、この大きな議論は、最初に言った広い意味の財政健全化で、我々のところにどういう仕様で考えてくれというところがはっきりしていませんから、税の話になるとどうしても技術論になる。技術論になると、ほとんどの人は聞きたくないということなんでしょう。

○神野委員長

ありがとうございます。

中里先生、どうぞ。

○中里委員

速記録を読ませていただいたんですが、非常にレベルの高い議論が行われていて、単一の税目だけで、消費税だけで逆進性を考えないで消費税額控除とか、資産税、所得税などほかの税によるバックアップも含めて全体で逆進的にならないように考えるという、これは非常にまともな考え方で、そういうものを国民に対してどうアピールしていくかということが出ていたというのはとてもいいことだと思います。

それから、政府の方針をいろいろ見て勉強させていただきましたけれども、子ども手当とか、高校の授業料の無償化とか、働く場所をどうするかということで、トータルで考えますと、日本は資源もありませんし、ヒューマン・キャピタル・フォーメーションというんでしょうか、人的資産の形成に役立つような政策を取って、みんなが健全に働いて、それなりの所得を得られるようにして、それで立国を図っていくというような方針だろうと思いますので、それを端的に何らかの言葉で、例えばヒューマン・キャピタルと言いますと言いが、シュルツとか、ゲーリー・ベッカーまで言ってしまいますとなかなか難しいところはありますけれども、レベルの高いところはありますが、人的資本形成でも何でもいいんですけれども、何かそういう標語を使って、これが方針だというのが、それは政治のなさることですが、あったらいいなといつも思っています。

それから、これは誠によけいなことなんですけど、地域主権というものは法律家としては憲法第1条との関係で問題が生ずるような気がして、主権は国民にあるのであつ

て、地域にあってはまずいのではないかという気がするんですけども、これはやばな話ですから、無視していただいても結構です。

○神野委員長

そこに何かあるわけではないんですね。要は言葉の問題だけですね。

○中里委員

特に何もありません。言葉だけです。

○神野委員長

あとはいかがでございますか。

それでは、井手委員、どうぞ。

○井手委員

三木先生の問題提起は、私は非常に重要だと感じました。

1つは、これは田近先生や中里先生と同じ意見なんですが、要は税の意識の問題というものは、痛税感といいますか、税による痛みと密接に関係していると思うんです。所得税を見たときに、確かに源泉徴収が負担感を弱めるというのはあるんですが、ただ、一方で自分の給与明細を見るとびっくりするわけで、余りにも所得税額は社会保険料と比較して低いものだから、あれは痛税感を感じないだろうという気がするんです。それは少し置いておいて、ただ財政学的に言ったときに、通常、痛税感が最も低い税とは何かといいますと、それが消費税だというふうにこれまでは考えてきたわけですね。そういう意味では、取る方から考えると大変魅力的な税であることは間違いない。余り痛税感を国民に与えることなく取ることができる。

ただ、これは逆に言いますと、負担感の軽減よりもより高次の原則と言うべきだと思いますが、国民統合的観点という目から見ていくと余りよろしくない面がある。つまり痛税感が少ないということは、ひっくり返して言いますと、必要なサービスを求めようという声も小さくなってしまいます。これは財政の本質論から言ったときに、人々のニーズをどう満たしていくかという議論をするときに、こういうニーズが必要だという声を抑える役割を持つことも他方で考えておく必要があると思います。

もう一つは負担感がないということの意味ですが、フィスカル・イリュージョン、いわゆる財政錯覚ですが、それが安易な財政運営に結び付く可能性が本当はないのかということはどこかで考えておいていいのかなという気がします。それは前回か前々回にお示しした資料でもあったんですけども、要は消費税の税率、付加価値税の税率というものは、1960年代、1970年代、せいぜい1980年代に上げ止まっているわけですね。それで、実は1990年代に財政再建が本格化するトレンドの中では、消費税はむしろいじらないで財政再建をやっていこうというふうな議論になっているというのがヨーロッパの流れだと思うんです。そう考えたときに、基本的に消費税を上げるというのは、どこか財政のたがが緩むことと無関係ではないんだということは認識しておいていいのかなという気がします。

もう一つはさっきの、これも三木先生の示された論点で、政府に対する信頼感、あるいは税に対する信頼感というものは相当弱まっているということがございまして、これは議論の大前提として、税を語るときに、確かにたくさん税を取って財政再建しましょうというのわかるんですが、どういう国家観をこの中でみんなが共有していくのかという点が実は重要になってくると思っています。

夜警国家であれば、要は人々を保護する最小限のコストに見合う税を取ればいいわけです。あるいは財政再建・債務管理型の国家を目指すというのならば、借金を返すために増税する。それはわかるんです。ただ、そうでないとするならば、少なくとも内閣府の調査などを見ていけば明らかですけれども、国民が求めているのは社会保障と雇用と景気対策ですね。財政再建のための増税、あるいは財政再建が何にもまして重要だと言っている国民はほとんどいないと言ってもいいぐらいの順位です。

ですから、そこを打ち出して増税だという議論の立て方が本当に国民の納得や信頼を得られるのか、むしろ歳出の中身、単に格差社会を強調するだけではなくて、中間層がきちんと受益者になれるような、大多数の納税者がうんと言えりようなサービスの中身もきちんと議論しておかないと、実は増税可能な環境がなかなか整っていかないのではないかというようなことを考えております。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○田近委員

井手さんのおっしゃることを続ければ、それでは、何が足りないのかといたら、やはり給付に対する負担がどうなっているかというのを国民が知らされていないというのが、あるいは最大の、要するに負担感がないということなんだと思うんです。

ですから、例えば高齢者医療制度のうち、1割が自己負担で、全額かどうかは知りませんが、半分は公費で、そういうことはみんな知りませんね。それで、自分はこれだけ保険料を払っている。保険料を払っているというのは全体の何%を払っているんですかというものもわからない。ですから、やはり福祉国家と言われるところで税が上げられたというのは、やはり給付に対する対価というものを国民に地道に訴えてきたということで、それが恐らく1980年代ぐらいで完成型に来て、それからはむしろ活性化の話になって、スウェーデンも1990年代に大きな改革、二元的所得税を入れたということもそういうことですね。

ですから、政治の難しい問題があるということは私も勿論わかって言っているんですけども、でも、原則としてはやはり、この少子高齢化の中で給付に対する負担はこれだけです。それで、払えない人に対してはどうしますという投げ方ではなくて、どんな人でもある意味で保険だという、各国の保険ですけども、そういうことで自分は払っている、保険料は高いとみんなは思っているわけです。だけれども、考えて

ください。あなたの払っている保険料は給付の何%で、また、いろんな格差是正でやっているんですと。その情報が伝わっていないというのが、私は社会保障のサイドでは最大の問題だと思います。

○神野委員長

ありがとうございました。

それでは、植田委員、どうぞ。

○植田委員

今と同じような問題そのものだと思うんですけども、つまり受益と負担という問題について正確に、何に使われているかということです。そういうことについてちゃんとわかる、あるいはもう少し進めば、そのことを自分も関わって決めている、そういうような感覚が持てないと、それは遠いところでやられている話だとなってしまうので、税制改革自体もそうだと思いますが、プロセスはとても重要なことで、税制改革をどういう方向でやるかというようなことについて、そのプロセス自身に納税者が関わっているという状況をどういう形で作ればいいのかというようなことを少し本格的に、本当の意味で考える必要がある。それがなかったら、先ほど田近委員がおっしゃったようなことはなかなか難しいわけです。

そこを考えると、そのことと地域主権の問題は本当はかなり関係があると思っていて、地域主権という言葉がいいかどうかはあれですけども、国と地方と考えますと、対等な協力原理といいますか、そういう考え方で税を編成し直すということが多分、これは謳われていると思うんですけども、そういう考え方が必要になってくる。地方の場合には、より身近なところで今のようなことをやれるというところが一番の強みはずなので、その領域をもっと拡充するという考え方が大事ですし、あるいは課税自主権の拡充は、その問題と非常に関わって重要であると思っています。

それから、税そのものの問題としては、私はやはり国と地方を比較していくと、いわゆる間接税といいますか、その持っている地方のウェートがやはりかなり低いように思いますので、そのバランスの考え方から言っても、また税源の偏在度を少なくするとか、安定性を高めるとかというようなことを考えていくと、もう少し具体的に、地方になじむような個別消費税みたいなものもあるかもしれませんし、それから、地方消費税それ自体の充実強化という問題も重要な問題ではないかと思っています。

○神野委員長

どうもありがとうございました。あと、いかがでしょうか。

それでは、どうぞ。

○大澤委員長代理

コスト意識のことなどいろいろ出てきましたが、受益者と負担者というものがやはり年齢階層的にずれているというのが日本の社会保障の、税もそうなんですが、一つの特徴ではないでしょうか。よく言われていますけれども、公的社会支出の四十数%

は年金であり、また残りの40%少しが医療費で、その4割以上は高齢者の医療費で、残りの15%も介護対策費がかなりの部分を占めておりますので、いわゆる現役世代にとっては負担したものがほとんど見返りとして返ってきているという実感が持てないというのは、余りにも当然のことだと思います。

高齢者に対するそれなりの負担というものは、この間、後期高齢者医療制度にしても保険料を徴収するということがあって、それから、介護保険でも1割の自己負担などが出てきてはおります。しかし、またその負担の在り方というものが、今度は高齢者内のジニ係数の方が現役よりも高いのに、余裕のある高齢者への負担をそれほど求めていないのではないかと。そういう受益と負担のずれというものがコスト意識、あるいはその裏返しで、応分の負担はして、きちんと充実したサービスを受けようという意識が形成されにくいことも、1つの背景かなと思っています。

そういう意味で、負担も求めるが福祉も厚いと言われるような国では、子どものとき、それから現役の世代に対してさまざまな、現金給付もありますけれども、サービス給付というものが充実していて、やはり年々、負担しているものへの見返りが感じられるというふうになっている。それで、日本のような公的社会支出の構成というものは、アメリカも似たところがありますけれども、イタリアなども似たところがありまして、しかし、それは先進諸国の中では余り普通の姿ではないということは留意した方がいいと思っています。

その上で、社会保険料負担の問題にやはり私はこだわりたいんです。といいますのは、日本では所得と利潤にかかる税金よりも社会保険料負担の方が2000年のごく初期を境目に逆転してしまっているわけです。つまり、社会保険料負担の総額の方が国税収入の総額よりも高いですけれども、地方税を入れても所得と利潤にかかる税の総額よりも社会保険料負担の方が高くなっている。こういう国もOECD諸国の中ではそれほど多いわけではないということが1つあります。社会保険料負担というものには累進性が全くないだけでなく、むしろ逆進的であるということが、被用者にとっても事業主にとっても留意されてよい。

被用者の場合には御承知の標準報酬最高限というものがありまして、特に年金では低いですから、それを健康保険並みに標準報酬最高限を引き上げることも考えられていいはずですが。標準報酬最高限は事業主にとっても大きく、大企業ですと法定外福利費も潤沢だという事情もあって、労働費用総額に占める法定福利費の比率は大企業ほど軽くなっています。つまり中小企業にとって社会保険料負担というものは法人税と比べ物にならないくらい重い負担だということです。

利益がなければ法人税は、特に国税の方はかからないわけですがけれども、社会保険料負担というものは赤字であろうが何であろうがかかってくるわけで、雇用に対して冷や水をかける負担が何かといえ、社会保険料負担に如くものはない。つまり、社会保険料負担倒産というものは簡単に起こり得るわけですし、これが数年、世間を騒

がせた年金記録改ざん問題の背景にあることです。ですから、中小企業の負担の軽減というようなことを言うのであれば、そういった社会保険料負担の構造というものも見直さなければいけない。残念ながら、それは税調の任務ではないのかもしれないのですけれども、政治主導というところで高いレベルで判断していただくときには、それは全部総合的に考えていただけるものと期待をしております。

○田近委員

興味深い話を伺ったんですけれども、そこまでおっしゃると、外形標準課税は明日やめた方がいいという制度ですね。勿論、それは私もかなりの部分に賛成しているんですけれども、社会保険料負担がまさに企業の活動に影響するというのなら、外形標準課税がまさにそうではないですか。その企業のプロフィットに依存しないで、外形というものは何かは知りませんが、資本金であったり、付加価値であったり、そのセンスは私は大澤さんに100%以上賛成させていただきます。

○神野委員長

結論は違いますよね。法人税負担の方にシフトさせるんでしょう。

○大澤委員長代理

そうです。社会保険料負担よりは、やはり税制の方で累進性というものは図るべきであって、社会保険料負担はこれ以上比重を増やすべきではないと思います。

○田近委員

それもそう思います。ですから、そこで議論をしますと、社会保障を税でやるのか、イギリスやスウェーデン的にやるのか、あるいは社会保険料ということで最後のところ、ドイツ的ですね。ドイツやオランダもそうだと思いますけれども、やるのかという、そこに来ると思うんです。

ですから、日本はその間でストラグルしていると私は思います。私の意見はそういう意味で、社会保障というのなら社会保障の仕組みをやって、その負担が重い人にはどうするかというのは社会保障の仕組みですし、税でやるなら税で最初からそちらをやる。ただ、それは相当にパラダイムシフトみたいなものできついかないと思いますけれども、それはどちらが正しいとかそういう議論ではないと思います。さっきの外形の話とは違うような気がします。

○中里委員

田近先生、そうしますと、賃金部分が控除されないので、消費税も外形と似てきませんか。それは少しほどほどにしておかないと。

○神野委員長

それでは、池上委員、どうぞ。

○池上委員

先ほどの外形標準課税と社会保険料を同一視するかどうかというのは、また別の問題だと思います。外形標準課税は地方の応益課税論があって、社会保険料については



社会保障をどこまで税でやるか、社会保険料でやるかというバランスの問題ですから、その課題は別の問題だと思っております。

それはともかく、全体としての議論ということなので、前にも言ったことですが、歳出の面まで見て公共サービスの評価ということでやっていくというのは確かにそのとおりののですが、そこまでの話になるとそこで話が終わってしまいます。そこでやめるわけにはいかないのです、税制の枠内でどう考えるかということだと思えます。

そうしますと、前に言ったとおり、やはり税の枠内での公平というのでしょうか、要するに自分だけが損をしているとか、ほかの人はうまくやっているとか、こういう場合には多分、税負担増を求めるのは非常に難しいだろうと思えます。そこで不公平の是正というのが非常に重要なのだと思えます。そこで、直接税の面では所得税とか資産課税の強化といいますか、公平さの回復といいますか、そういうものが必要になると思えます。

先ほど高齢社会の問題があったのですが、確かに日本で、例えばジニ係数に見られるように、所得の格差が世帯間で大きくなっているというとき、研究をしてみると、例えばそれは高齢化が進んでいるからである、つまり高齢者で独り暮らしの世帯が増えているから格差拡大が進んでいるように見えるのですと言ってみても、確かにそれは見えるといっても実際に格差は拡大しているわけですので、放っておくわけにはいかないということだと思えます。ですから、やはりここは、高齢者の間でも格差が大きいのことであれば、それはそれで税における再分配機能というものは強めなければいけないだろう。

具体的に言うならば、例えば年金課税とか資産課税というのは、ここでも課題になっている相続税とか贈与税ということになるのですが、そういった直接税での対応が必要になるのだと思えます。ただ、消費税についても勿論、高齢者がみんな裕福だといふのであれば消費税を増税すればいいではないかということになるのですが、実際には先ほど触れられたとおり、高齢者の間での格差は大きいわけですので、それに対する対策をどう考えるかということになると思えます。

ただ、中里先生が先ほど消費税額控除という言葉が使われたのですが、例えば先ほど田近先生は給付付き税額控除は良いということをおっしゃりましたし、前回、私もそのようなことを言った覚えがあります。中里先生はたしか、給付付き税額控除についてはかなり慎重な意見を持っておられたように思えます。少し御発言いただければと思うのですが。

○中里委員

ミーンズテストを入れて給付すると、執行がとんでもないことになるんです。ただ消費税額控除のように、要するに一律に配るのであれば1人幾らとか、これは、財源があるということであれば、執行はある意味できる。既に実験済みですし、それは勿

論、名前は変えないといけないでしょうけれども、それは1つの方法かなと思っていますので、もし消費税を上げなければいけないのだったら、皆さんに同じだけ配れば、それはそれなりの意味があるのではないかというふうに思っているわけです。ですから、私の頭の中では矛盾しないんです。

○神野委員長

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○池上委員

今の点は、前回話をしたカナダのG S Tクレジットは所得制限が付いているので、そうしますと、納税環境整備小委員会の方で番号制度の議論もなさっているようですが、それとの関連で、果たしてどこまで執行可能なのかという検討をやはりせざるを得ないのではないかと思います。

ただ、それはここでもいろいろな方がおっしゃっているとおり、消費税の枠内で逆進性対策を考えるとすると、やはり検討に値すると私は思っております。

○関口委員

給付付き税額控除に関してお話が出たので。これについて今までも私の意見を述べさせていただいたんですが、給付付き税額控除自体にいろんな要素が込められ過ぎている気がしています。今の話だけでも消費税に対する給付付き税額控除という意見で述べられている場合もありますし、アメリカのE I T Cに関して私の知っている限りで言えば、あれは社会保障税の負担軽減を初めは想定して入れたというものがあって、その観点で言いますと、大澤先生が先ほどおっしゃられた社会保険料負担に対する考慮として入れているという側面もある。

そうなりますと、給付付き税額控除を入れるというところまで仮に合意ができたとしても、何に対してやるのかというところは、やはり詰めざるを得ないと思っています。

○神野委員長

あと少し、先ほど提起しましたように、幾つか横糸の問題で言いますと、個別のところでは成長の議論とかが出ていたんですが、抜け落ちている幾つかで御意見をちょうだいできればと思います。

1つは税収の調達能力です。これはどこで、どういう税金で考えていったらいいのか。さっき最高税率の問題も出ていましたので、これは税収調達として求めるか、あるいはそうではない、公平の面でもいろいろあるかと思っています。

これは調達面から言いますと、最高税率を引き上げて幾らぐらいか。1%で幾らとかというものは。

○中江総務課長

国税で40%の分を1%上げると、大体350億円程度です。

○神野委員長

それで、その前の税率から上げていくとどうですか。

○中江総務課長

その次の税率は33%ですが、それを1%上げると大体400億円の増収になります。

○神野委員長

この400億円というのは、その1%部分だけですね。つまり、上のところは2%上がっているわけではないんですね。

○中江総務課長

33%の部分を34%にした場合には400億円で、例えばそれと同時に40%のものを41%に、1%上げると350億円ですから、それを一緒にやると合わせて750億円という額になります。

○峰崎財務副大臣

最低税率を1%上げると、たしか6,000億円ではないですか。

○中江総務課長

一番下の最低税率は5%ですが、これを1%上げると大体6,000億円ちょっとです。

○田近委員

ですから、それは課税ベースを広げたり、下から上げていくと全然違いますから、それで1点、今のことと関連しているんですけども、地方の税収のことと関係して、地方はある意味で専ら、地方消費税をどうするかという重要な問題が出ているのは私もわかっていますけれども、地方の税収を強化する。私もそう思うんですけども、個人住民税の在り方というものもやはり国税と並んで、この際、検討すべきと前から思います。

平成20年度の予算で国税の所得税が12.6兆円で、地方が11.3兆円で、今みたいな理屈ですね。10%のところを全部取っていますから、そうしますと地方でそれをどう増やして、また、その負担調整もあると思うんですけども、それから、この間も質問したのは、固定資産税の見直しというものがまだあるとすると、どういう形なのか。公示地価の7割が課税標準で、その7割にしている。そのストライクゾーンみたいなことをこの間、ストライクゾーンというのはどのぐらいまで7割に来ているかですけども、ですから、固定資産税の議論というものを、見直しはあり得るとしたら、どういふことなのかというのはもう少し議論して、あとは地方の固有の自動車税などはありましたね。これは環境との絡みでもう少しやらなければいけない。

面白いものがありましたね。ですから、これは電気自動車でしたらどうなってしまうかとか、やはり地方はもう少し、この税調で非常に大きな議論なので、もう少し丁寧に議論が必要だという気がしました。

○神野委員長

それから、成長関係で何かあればお願いします。

## ○井手委員

さっき、法人税の話に成長の問題は収斂したような気がするんですけども、今の消費税と所得税、特に所得税も比較的、税収調達力が高いということが議論としてございましたが、基本的に押さえておいた方がいいと思うのは、所得再分配というものは別に経済成長と矛盾しないということだと思えます。それは高額所得者、高額所得者といったときに高齢者が多いということもありますけれども、基本的に貯蓄に回す方が多いお金に税をかけて、これを低所得者に回していくということは、言わばそこで雇用なり消費なりを通じて経済成長に貢献するという側面があるわけです。さらに、このことが中間層の厚みを増して税収にはね返ってくるという一つの循環もあるはずなんですね。そのことを考える必要があると思えます。

そのときに、極めて大ざっぱに言えば、結局、高額所得者の負担を大きくするということは、貯蓄から消費に回すことを間接的には意味しているはずですから、そういう意味では所得税を通じて経済成長を導くパスというのがあるわけです。この観点から言ったときに、消費税が一体どういう影響を持つのかを考えるべきなのではないかと思えます。それはよくて比例課税で、見方によっては逆進的な税をやるということの意味です。低所得者が、少なくとも消費税を通じて消費を増やすというのは考えにくいのではないかと思えます。その意味では、むしろ所得税を通じて再分配していく方が消費税によるそれよりも経済成長に親和的だという考え方ができないのかというのが1つございます。

もう一つは、所得から消費へという議論にはいろんなパスといいますか、いろんな説明があったように思えます。それは水平的公平のこともありましたし、あるいは直間比率の是正という問題もありましたけれども、基本的にはインフレに苦しんだという当時の世界の経済の状況があったと思えます。それは言うまでもなく、ブラケット・クリープの問題です。そういう中で所得税の限界が明らかになってきて、所得税の負担を下げながら消費税にシフトさせようと。ただ、今、見ておかななくてはいけないのは、経済が世界的にデフレレジームだということです。そのときに一体、消費税にシフトさせようという理屈がディマンドサイドからどれぐらい立つのかというのが少し疑問としてございます。

そういう意味では、租特・控除の整理も含めてなんですが、もう少し所得税をきちり取れるようにしておいて、しかも今はブラケット・クリープがなかなか起きにくい状況にあるということ踏まえた上で所得税の議論をしておいた方がいいのかなと考えます。

## ○神野委員長

あとはいかがでしょうか。

さっきの財源調達能力の問題で、どういう税に求めるのかということを含めて議論をちょうだいできればと思いますが、いかがですか。あるいは成長でも構いません。

それでは、どうぞ。

○田近委員

所得税と消費税はある意味でものすごく似ていて、消費税が価格に転嫁されるならば、仮に5%を払うとしますね。それで100の所得の人が6割消費して、そうしますと60%。それに5%かかれば3%。そうしますと、100の人に控除なしで3%の税がかかるということと同じですね。

それから、ライフタイムで考えると、生涯、どんなことであろうと得た賃金の現在価値は消費するか、遺産で残すかですから、遺産課税というものがありますけれども、要するに現在価値で見ますと、所得にかけるか、消費にかけるかというのは、遺産まで消費だと思えば似てきたもので、ですから、消費税がなぜ取れるかといえ、所得控除なしに、今、言った5%で消費性向が6割の人は所得の3%が取れてしまうわけですね。

その意味では所得税と消費税は、実態的に税収はどちらかだけで上げられないわけで、現実的には両方やって、そのときにはやはり低所得者の人にどういうふうに負担を軽減させるか。ですから、そこは井手さんがおっしゃるとおり、そういう人たちに所得を回した方が消費性向が高いわけですから、それはいいだろうと思います。するとそこは、私の考えはずっと言っているわけですが、それは税額控除がいいんだろうと思います。

そうしますと、さっき言ったように、税を取れるところというのは40%を41%にするところではなくて、税率で言えば根っこの控除を取ることが一番、少なくすることで一番効果があるわけですから、所得税改革をしなければ消費税へ行くというのは、要するに所得控除なしに一気に賃金に税金をかけてしまう。実態的には同じことですね。ですから、それならどちらかでもいいではないかという議論はありますけれども、どちらかでは耐えられないからバランスよくということで、所得税というふうに仕組みれば負担の軽減はできる。

そのとおりで、ですからどこかで、この状態で思い切った負担調整は必要ですし、だけれども、今、言った所得税の改革をすれば、上の方の人は税負担は平均的には上がる。それが私の考える行き方で、それは井手さんとの接点があって、それは実態的には消費に結び付くのかなと思います。

○神野委員長

あと、いかがでしょうか。

翁委員、何かあればお願いします。

○翁委員

私も税収調達のところにつきましては、課税ベースを広げていくということが基本ではないかと思っております。

最高税率というものは、どうしてもそれを避けようとする動きが出てきて、それほ

ど狙った効果が得られないということがありますし、私自身も問題意識として非常に控除が大きくなっている所得税自体を見直して、課税ベースをしっかりと広げていくということを第一にやるのが一番効果が上がりやすいのではないかと考えております。

○神野委員長

あとはいいですか。

池上委員、何かあればどうぞ。

○池上委員

今、議論になっていました所得税の限界税率の話について言いますと、恐らく最高税率のところは議論の焦点になっているのですが、税収ということを考えるのであれば、最高税率のところよりもそれぞれのブラケットの幅をどう見直すかの方がずっと大きい影響があるわけです。

ただ今の所得控除の金額を変えるとか、それも結局のところ、課税所得を増やすわけですから大きな影響はあるのですが、ただ、それぞれのブラケットにそれぞれの金額の幅がありますので、なぜ、こうでなければいけないのかということを証明するのはなかなか難しいところです。それでは、どう見直すのかということになりますと、前に言ったとおり、だれに増税したらいいのですかということになるわけです。そこはやはり、これは議論しなければいけないのしょうけれども、それを我々がやるのか、それとも税調本体がやるのかはわかりませんが、とにかく、どういう所得層の方に所得税をもっと負担していただきたいということを考えるかという、ブラケットのそれぞれの幅の見直しというものを、やはり最高税率の話とともに検討しなければいけないだろう。税収の面では多分、そちらの方が影響はずっと大きいはずだと思います。

○井手委員

さっき植田先生もおっしゃっていましたが、地域主権の問題です。地域主権かどうかはさておき、前回、田近先生もおっしゃっていたと思いますが、要は課税自主権ということを真面目に考えたときには、それは当然、全部、地方消費税でいきたいと思いますという事は言えないわけで、基本的には地方所得税と呼ぶか住民税と呼ぶかは別として、基本は所得税でやるしかない。ただ、これにどれぐらい地方消費税を加味していくのかということが論点になってくるんだと思います。

地方が所得税を大胆に取り入れている例は北欧だと思いますし、一番例に出てくるのはスウェーデンだと思うんですが、スウェーデンについて見たときに、これはランスタングレベルでしか見ておりませんが、都道府県のレベルで見たときに、最も1人当たりの税収が多いところと、最も1人当たりの税収が少ないところを比較すると、大体、その差が1.5倍ぐらいしかないんです。それに対して、日本で一番大きい都道府県と一番小さい都道府県を比較すると、大体3倍ぐらいある。

今、言いたかったのは、所得税を軸に課税自主権を強化するという方向は重要なんですけれども、同時に税収の偏在性を是正するような仕組みを入れていく必要性が日

本の場合はスウェーデン以上に大きいということを考えておく必要があるだろうということでございます。

その含意として、今、申し上げたように、地方消費税は一つの有力な選択肢になるだろう。特に戦前来の日本の税制史を振り返ればわかるように、もともと地方のレベルで物品税とか消費に対する課税を我々が行ってきた経緯があって、ここを整理する流れの中で地方消費税というものは入ってきたわけですから、別にすべて北欧やヨーロッパのまねをする必要もないわけでございますので、そういう意味では我が国の歴史的なパスとも整合的であるということを一つ指摘しておきたいと思えます。

もう一つは、一方で今、1人当たりの税収の格差の話をしたんですが、1人当たりの課税所得の格差を見ますと、日本とスウェーデンでは余り差がつかないわけです。日本の場合が1.6倍ぐらいで、スウェーデンの場合も1.3～1.4倍ぐらいという感じだと思います。

それでは、結局、1人当たりの課税所得ではそんなに格差がつかないのに、1人当たりの税収でものすごく差がつくのはどうしてかと考えれば、当然のことながら浮かんでくるのが法人二税の問題だと思います。そういう意味でも、先ほど税収の偏在性ということを指摘しましたが、法人事業税の付加価値割の領域を広げていくというのは、先ほど少し反対の意見もございましたけれども、重要なのではないのかと考えております。

○神野委員長

あとはいかがですか。

三木委員、何かありますか。

○三木委員

特にありませんけれども、地方主権の場合ですと、税収上ほとんど意味がないから余り言わなかったんですが、現行の法定外税がまだ自治体が本当にフルに使えるようなものになっておりませんで、いろいろ訴訟になりますと非常に困りますもので、もう少しきちんと自治体が自由に、この課税自主権を行使できるような規定の在り方を検討していただきたいと思っています。

○神野委員長

わかりました。

まだ時間に余裕は残っておりますけれども、ひとまずここで打ち切らせていただければと思っております。

とりあえず、この4月の間に精力的に御議論いただきましたことを感謝いたしまして、本日の審議を終わらせていただきたいと思いますと思っております。

次回の日程につきましては決まり次第、事務局の方から委員の皆様にお伝えするよういたします。

本日の記者に対する説明については、この後、この場で私の方からやらせていただ

きます。

お忙しい中、御足労いただきましてありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございます。私もずっと聞かせていただきまして、いろいろ発言したいと思う瞬間もありますけれども、ぐっと我慢しながら聞かせていただきました。

恐らく、これから先、また菅副総理とも神野委員長とも相談させていただいて、そして、今日までに議論していただいたことのまとめをどこかの時点でやっていただいて、これも今、中期財政フレームとかさまざまな作業を精力的にやっていますので、それにどういう形で間に合うのか。どういう形でそれを説得させていくのかということについての議論がこれから税調で進めていかれるだろうということで、その後の対応の仕方というのは、今日も議論になっていました環境税とか、あるいは法人税とか、まだいろいろ実は食いつりないというところがあれば、そのときはまたお願いしなければいけないと思います。

当分の間は、これからは恐らく次の展開の方に、私たちの方に引き受けさせていただいて、その上で多分、報告をまとめる作業はもう一回はあるんだろうと思いますけれども、そこから先はもう一度、21世紀の、これからの長期的な展望の下で税はどうあるべきかという議論をしていただきたいと思いますし、先日少しお話ししました国際課税のところは箱としてはでき上がっていますので、考えてみますと、非常にグローバル化の時代の国際課税の在り方というものも結論を出さなければいけない領域ですので、専門家委員会の皆さん方で小委員会をつくっていただいて展開をしていただければというふうにも思っているところでございます。

また細かくは、次回辺りに報告をさせていただければと思っております。

○神野委員長

ありがとうございます。

古本政務官、ずっと御臨席であられました、何かございますでしょうか。よろしいですか。

○古本財務大臣政務官

結構です。

お疲れ様です。ありがとうございます。

○神野委員長

それでは、本日のこの会合はこれにて終了させていただきます。

どうもありがとうございます。

[閉会]



(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。